

農林水産省協同組合等検査規程の一部改正について

令和6年4月

大臣官房検査・監察部調整・監察課

1. 現行制度の概要

諸法令に基づき農林水産省が関係団体に対して実施する立入検査のうち、協同組合等に対するものについては、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）を定め、具体的な検査方法等を規定しているところ。

2. 改正の内容

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）の施行に伴い、同法第25条各号において金融機関の区分に応じて定める行政庁として農林水産大臣が規定¹されていることを踏まえ、農林水産省協同組合等検査規程に、同法第21条に規定する立入検査について加える（新第1条第23号、第4条第2号関係）。

3. 施行日

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

¹ 第二十五条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる金融機関の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一、二（略）

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 同法第九十八条第一項に規定する行政庁（※1）

四 水産業協同組合法（昭和三十二年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁（※2）

五 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六（略）

※1、2：農林水産大臣及び内閣総理大臣